

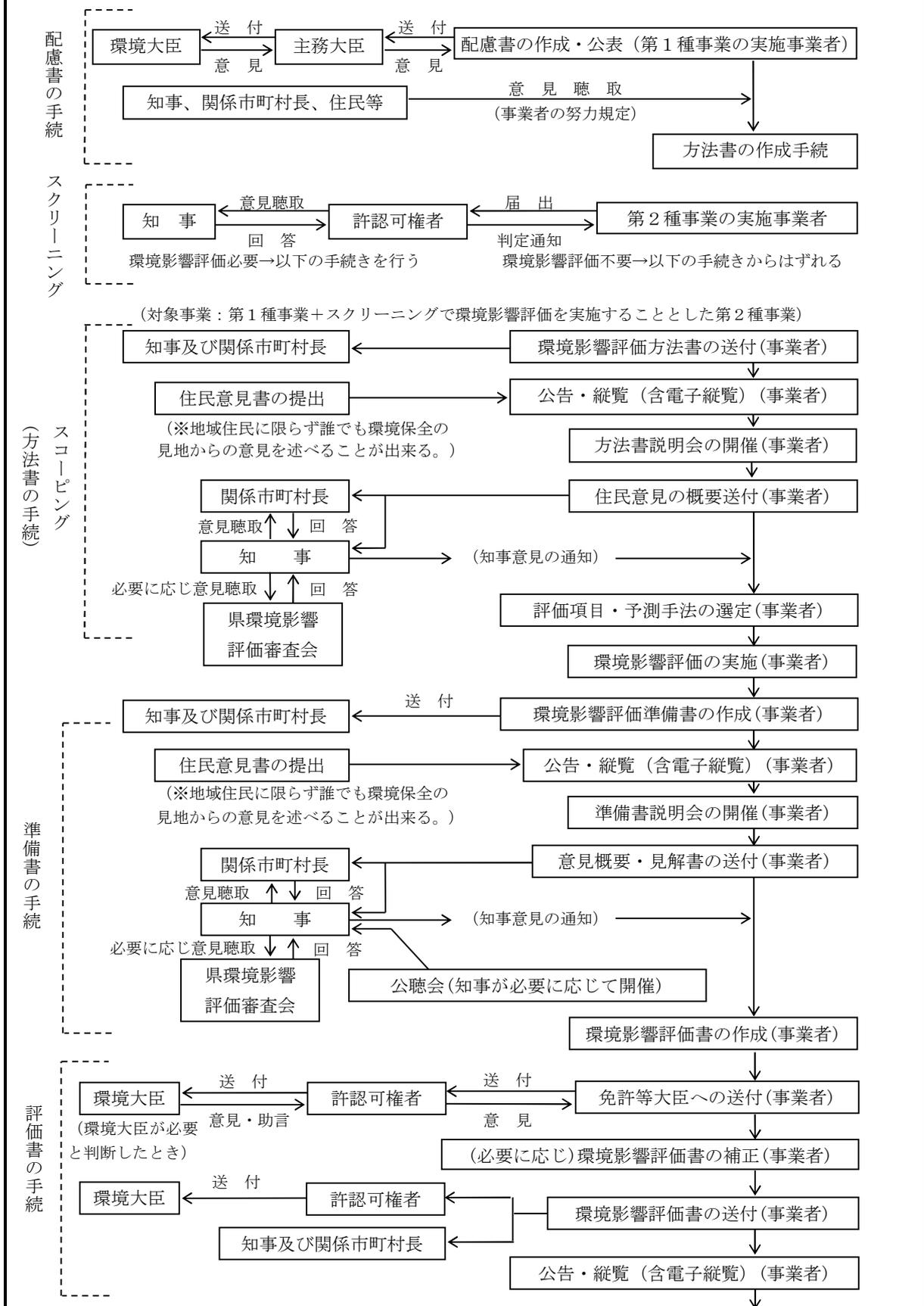
7 環境影響評価法

〔大規模な事業の際の環境影響評価の実施〕

法の趣旨	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する。	
法の対象となる事業		
	第1種事業	第2種事業
1 道路		
・高速自動車国道 ・首都高速道路等 ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上かつ長さ15km以上20km未満
2 河川		
・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満 湛水面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道		
・新幹線鉄道 ・普通鉄道 ・軌道（普通鉄道相当）	すべて 長さ10km以上 長さ10km以上	長さ7.5km以上かつ10km未満 長さ7.5km以上かつ10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
・水力発電所 ・火力発電所（地熱以外） ・火力発電所（地熱） ・原子力発電所 ・風力発電所 ・太陽電池発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力5万kW以上 (出力1万kW以上)* 出力4万kW以上	出力 2.25万kW以上3万kW未満 出力 11.25万kW以上15万kW未満 出力 7,500kW以上1万kW未満 出力 3.75万kW以上5万kW未満 (出力 7,500kW以上1万kW未満)* 出力 3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業（首都圏等整備法、近畿圏等整備法に基づく工業団地造成事業に限る。）	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。） （(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。）	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
港湾計画	埋立・掘り込み面積300ha以上	
※ 環境影響評価法施行規則の改正に伴う経過措置により、R3.10.30以前に環境影響評価手続を開始した風力発電所は、従前の規模要件（括弧書き内）が適用されます。		
担当機関	生活環境部 環境共生課	
備考	※ 復興特区法における環境影響評価手続の特例（特定環境影響評価の実施） ＜対象事業＞ 被災住民の生活再建に不可欠な事業で、復興整備計画に位置づけられる一定規模以上の土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業	

手続フローチャート

環境影響評価法の手続の流れ



手続フローチャート

*「県環境影響評価審査会からの意見聴取」と「公聴会の開催」については、福島県環境影響評価条例の規定が適用されます。

事後調査

